

匿名・流動型犯罪グループ等への犯罪加担防止等に関する覚書

千葉労働局（以下「甲」という。）、千葉県警察本部（以下「乙」という。）は、匿名・流動型犯罪グループ等への犯罪加担防止等に関する協力について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲及び乙の間において、相互理解による高い信頼と協力関係に基づき、匿名・流動型犯罪グループ等への犯罪加担防止等に関する活動を推進することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、匿名・流動型犯罪グループ等への犯罪加担防止等のため、次の各号に掲げる内容に対し、協力するものとする。

- 一 匿名・流動型犯罪グループ等への犯罪加担防止等に関する広報啓発
- 二 少年等に対する犯罪加担防止のための注意喚起
- 三 匿名・流動型犯罪グループ等に関する情報を入手した際における情報提供
- 四 その他、法令違反や不当要求等に関する相談

（研修会及び勉強会の実施）

第3条 乙は、最新の犯罪情勢にかかる知見を共有することを目的として、必要に応じて研修会及び勉強会を実施するものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、この覚書の運用に際して知り得た個人のプライバシー等の情報を、関係者以外の第三者に漏らしてはならない。

（連絡体制）

第5条 この覚書を効果的に運用するため、甲は千葉労働局総務部総務課課長補佐を、乙は千葉県警察本部生活安全部生活安全総務課課長補佐及び千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策課課長補佐をそれぞれ連絡責任者に指定するものとする。

（協議）

第6条 甲及び乙が共有する情報を公表する場合及びこの覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定

めるものとする。

(有効期間)

第7条 この覚書は、締結の日から効力を有するものとし、甲及び乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

附 則

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、甲及び乙がその1通をそれぞれ保有するものとする。

令和8年6月30日

甲 千葉労働局

局長 小山 英夫



乙 千葉県警察

本部長 青山 彩子

